

令和6年5月28日

学校法人 ヒラタ学園
理事長 平田 勇 殿

国土交通省 大阪航空局長
村田 有



航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令

令和6年3月27日、4月2日、4月19日、及び4月24日に実施した、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条第2項に基づく立入検査等により、貴学園が運航する航空機に対し、不適切な航空機の整備が行われたことが判明した。

これを受け、法第134条第1項に基づく同種事案の有無についての報告徴収を実施した結果、下記1. 記載のとおり事実（以下「本件事実」という。）が確認された。

本件事実については、下記2. 及び3. 記載のとおり、法第112条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」があると認められることから、下記4. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

なお、講じた措置については、令和6年6月27日までに報告されたい。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことが出来る。

記

1. 組織的な不適切整備及び運航の概要

(1) 組織的な不適切整備の概要

貴学園の航空機に不具合が発生した際に、別添のとおり、「①耐空証明の有効期限が切れた機体からの部品を流用した行為」、「②適切な不具合措置を行わない状態で運航の一時的な継続をした行為」、「③マニュアルと異なる部品を使った整備を行った行為」及び「④整備記録未記入、法第11条第1項ただし書の許可が必要な状況における当該許可の未取得、法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の未報告といった必要な手続きの不備」の事例が複数あった。また、これらの中にはヘリコプター整備課長の指示によるもの、整備部長及び整備管理課長も認識していたものが複数あった。

(2) 組織的な不適切運航の概要

貴学園の航空機に不具合が発生した際に、別添のとおり、当時の運航部長の指示等により、機長が適切な整備措置等が行われていないことを認識しながら運航を継続した事例や、不具合が発生したことを航空日誌に記載しなかった事例が複数あった。

2. 違反行為等の認定

(1) 組織的な不適切整備に係る違反行為

「①耐空証明が切れた機体からの部品の流用した行為」及び「③マニュアルと異なる部品を使った整備を行った行為」は、整備後に耐空性の確認することを求める法第19条第2項の規定に違反するものであると認められる。

「②適切な不具合措置を行わない状態で運航の一時的な継続をした行為」については、耐空性を維持するために必要な整備改造をすることを規定した法第16条の規定に違反するものであると認められる。

「④整備記録未記入」については、整備時に航空日誌への記載を規定した法第58条第2項の規定に違反するものであると認められる。また「法第11条第1項ただし書の許可が必要な状況における当該許可の未取得、法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の未報告」についてはそれぞれの法の規定に違反するものであると認められる。

また、いずれも、所定の方法及び部品を使用した必要な整備の実施と整備記録の作成について規定し、大阪航空局長が認可した整備規程に違反するものであると認められる。

さらにヘリコプター整備課長の指示によるもの、整備部長及び整備管理課長も認識していたものが複数あったことは、組織的な違反であったと認められる。

(2) 組織的な不適切運航に係る違反行為

不具合が発生したことを機長が航空日誌に記載しなかったことは、航空機を航空の用に供した場合に航空日誌に記載することを規定した法第58条第2項の規定に違反するものであると認められる。

また、機長が適切な整備措置等が行われていないことを認識しながら運航を継続したことは、大阪航空局長が認可した運航規程に違反するものであると認められる。

さらに運航部長の指示によるものが複数あったことは、組織的な違反であったと認められる。

3. 事業改善命令の理由

上記2のとおり、貴学園においては、整備部門において複数の不適切な整備にかかる違反行為が組織的な関与の下で行われており、組織的な悪質性が認められる。また、

運航部門においても適切な整備措置がされていないことを認識しながら運航を継続するなどの違反行為が組織的な関与のもと行われており、複数部門での違反行為に該当する。

これらの違反行為の要因には安全運航よりも運航継続を優先するコンプライアンス意識の著しい欠如、安全に関する情報が学園内で報告され原因究明・対策を講じるための安全管理体制の不備などがあると考えられ、その背景として、ドクターヘリなどの公益性が高い事業等を的確に実施するために十分な予備品等が配備されていなかったことがあげられる。

以上より、本件事実について、法第112条に規定する「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利便を阻害している事実がある」と認められる。

4. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、安全確保が最大の使命であり、絶えず安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、今般、貴学園において組織的な不適切整備等が行われたことは、貴学園の安全方針に背く行為であり、貴学園の現行の安全管理体制下においては、航空機の運航の継続的な安全性が確保されないおそれがあると認められる。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、以下の措置を講じること。

(1) 安全管理体制の再構築

安全に影響のある事案が発生した場合には迅速かつ確実に学園内に報告され、それをもとに原因究明や必要な対策が講じられるよう安全管理体制の再構築を図ること。

(2) 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施

全従業員に対し、安全意識の徹底や法令・規定等の遵守の重要性を再認識させるための教育を実施すること。

(3) 必要な予備品の配備などの整備体制の確保

公益性及び緊急性の高いドクターヘリなどの航空運送事業に対応した予備品の適正な配置を含め、必要な整備体制のあり方を検証し早急に整備すること。

以上

不適切事案一覧

	不具合概要 / 不適切な状況
1	エンジンオーバートルク点検を実施したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載せず、空輸の許可を受けないで飛行した。
2	エンジンオイルの油温が制限値を超過したが、整備処置をせずに飛行した。 機長は航空日誌に記載しなかった。 耐空証明有効期限が切れた機体から部品を流用したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
3	エンジンオイルの油温が制限値を超過したが、整備処置をせずに飛行した。 機長は航空日誌に記載しなかった。 耐空証明有効期限が切れた機体から部品を流用したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
4	飛行中、ピトーヒーター注意灯が点灯し、故障探求はしたが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しないで飛行した。 機長は航空日誌に記入しなかった。
5	エアコンの効きが悪いため配線の断線修理を実施したが、マニュアルと異なるコンタクトピンを使用した。 整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
6	エアコン不具合のため配線の断線修理を実施したが、マニュアルと異なるスプライスをを使用した。 整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
7	マストモーメント計の継続的な不具合のため修理を実施したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。 機長は航空日誌に記載しなかった。
8	ACAS の不具合があったが、整備処置をせずに飛行した。 機長は航空日誌に記載しなかった。 耐空証明の有効期限が切れた機体から ACAS 本体を流用したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
9	FADEC の不具合のため他機の RELAY を流用して交換したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。 機長は航空日誌に記載しなかった。
10	油圧系統からの漏れの不具合があったが、整備処置せずに飛行した。
11	スライドドアの不具合のため他機の ARM、RAIL、CENTER RAIL ASSY を流用して修理したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
12	Tail Rotor Blade スペリカルベアリングの不具合のため修理を実施したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
13	エンジンの始動不良が複数回発生し、都度整備処置しているが、一部整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
14	フレキシブルカップリングの損傷を他機のフレキシブルカップリングを流用し修理したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
15	FUEL QTY DEG 及び AMC1 CHAN B FAIL 注意灯が点灯し、電源再投入で修復したが整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
16	CPDS OVER TEMP を、他機の BLOWER ASSY を流用して修理したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。 機長は航空日誌に記載しなかった。
17	電波高度計がスケールアウトする不具合を、整備処置をせずに一時的に飛行を継続した。 機長は航空日誌に記載しなかった。
18	LOW RPM 表示の不具合を他機から WARNING UNIT を流用して修理したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。

19	ブリードヒーターの温風が出ない不具合を、整備処理をせずに一時的に飛行を継続した。外れていた配線を接続する処置をしたが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。 機長は航空日誌に記載しなかった。
20	ATC Transponder の不具合を、他機の ATC Transponder を流用して修理したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
21	エアコン不具合を、他機からエアコンコンプレッサーを流用して修理したが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しなかった。
22	エアコンガスの充填作業を実施したが、整備記録を作成しなかった。
23	エアコン部品の CONDENSER のリークの形跡を、CONDENSER を交換して修理したが、整備記録を作成しなかった。
24	わずかな燃料漏れの不具合を、故障探求はしたが、整備記録を作成せず、航空日誌に記載しないで飛行した。 故障探求中に床面が割れるような音がしたとの情報もあるが、修理した整備記録がない。
25	FIREWALL のクラックを、整備処置をせずに一時的に飛行を継続した。
26	スキッド部に期限切れの塗料でタッチアップをしているが、整備記録を作成しなかった。
27	マスト・ハブ・キャップ部のセーフティワイヤーによる擦れ防止のため、マニュアルにない熱縮チューブを取付け、整備記録を作成しなかった。
28	スキッド部のタッチアップに市販品を使用し、整備記録を作成しなかった。 メインローター、Hスタビライザのボンディングの断線を市販品で修理し、整備記録を作成しなかった。
29	胴体左底部の損傷をアルミテープで修復し、整備記録を作成しなかった。
30	スキッド、メインローターブレード、拡声装置等にマニュアルないアルミテープやタイラップを付け、整備記録を作成しなかった。